

令和 8 年 7 月 1 日

各都道府県水道行政担当部（局）殿

各国土交通大臣認可 { 水 道 事 業 者
水道用水供給事業者 } 殿

国土交通省水管理・国土保全局

水道事業課水道計画指導室専門官

災害時等における迅速な応急対応及び情報提供について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

既に通知しているとおり、国土交通省防災業務計画（令和 8 年 1 月修正）においては、発災後、一日も早い生活再建に向け、インフラの迅速な復旧が急務とされています。このことを踏まえ、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（令和 8 年 4 月 3 日付け国水第 18 号国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知）にて、自然災害・事故等発生時の情報提供をお願いしているところです。

また、「水道における災害・事故等への迅速な対応のための緊急連絡体制の構築及び連絡先リストの作成について（依頼）」（令和 8 年 3 月 30 日付け事務連絡）にて、自然災害・事故発生後、住民が断水で困らない状況を一刻も早く実現することを目指し、特に迅速な対応・支援が必要であると国土交通省水道事業課が認める場合には、必要に応じ、国土交通省水道事業課から被害が生じた水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）の実務責任者等に直接連絡し、お互いに連絡を取り合う緊急連絡体制（実務責任者ホットライン）を構築することをお知らせしたところです。

さらに、『危機管理対策マニュアル策定指針（地震対策）』の改訂について」（令和 8 年 3 月 31 日付け事務連絡）のとおり、「地震対策マニュアル策定指針（令和 8 年 3 月改訂）」にて、迅速な応急対応のために特に留意いただきたいことをお示ししています。

これらについては、全国水道主管課長会議等においても周知しているところですが、被害等が生じた際の報告の遅れ、報道発表・記者会見する場合や報道機関等に情報提供した場合など（ホームページへの掲載含む）において報告がなされていない、緊急時に連絡が取れないなどの事例が散見されます。

このため、災害時等における迅速な応急対応及び国土交通省への迅速・的確な情報提供について改めて認識の共有を図るべく、別添のとおり周知します。

なお、貴都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただくようお願いします。

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

松井 matsui-t2za@mlit.go.jp

及川 oikawa-m2uj@mlit.go.jp

TEL 代表 03-5253-8111（内線 34-437、34-440）

直通 03-5253-8820

迅速な応急対応のために特に留意いただきたいこと

(基本的な心構え)

- 住民が断水で困らない状況を一刻も早く実現することを目指すこと。
- 被災自治体のみで対応が困難な場合は、躊躇せず外部に応援・協力を要請すること。(このため、平常時から、応援・協力を要請する関係機関・団体等とは、可能な範囲で協定等を締結するとともに、受援体制を整理しておくこと。)また、効率的な応急活動のため、必要に応じて、応急活動の指揮を早期に幹事応援事業者に委任すること。

(応急給水)

- 断水に対して、応急給水体制を迅速に整えること。その際、防災・医療福祉等関係部局と連携し、飲料水だけではなく、病院・福祉施設や生活用水のニーズを考慮すること。
- 断水の程度に応じて、十分な給水車の応援を躊躇せず迅速に要請すること(状況に応じた適切な規模の要請)。
※ 応援要請先: 日本水道協会県支部長、地方整備局等、都道府県経由で自衛隊 等

(応急復旧)

- 一刻も早い断水解消のため、地上配管等の積極的な活用を検討するなど迅速な応急復旧を行うこと。
※ 応急工事は、災害査定前でも現場着手可能(工事内容が妥当であれば最終的に災害復旧に含めて採択。判断に迷う場合は、都道府県経由で(指定都市は直接)国交省防災課と事前打合せすること)。
- 工事業者や資機材を迅速に確保すること。確保が滞る際は、速やかに協定等を締結している関係機関・団体等に協力を要請すること。
※ 協力要請先の例:
 - ・応急復旧作業: 管工事業協同組合、建設業協会等
 - ・建設重機械の供給: 建設重機協同組合、リース会社等
 - ・資材調達: 管材メーカー等(日本水道工業団体連合会、日本ダクタイル鉄管協会、日本水道鋼管協会、建設資材会社等)
 - ・資機材等の輸送: トラック協会、旅客船協会等
 - ・日本水道協会: 各自治体所有の資機材の提供調整、関係民間団体等への協力要請等
 - ・国交省: 関係機関・団体等への協力要請等
- 住民にとって「断水がいつまで続くのかわからないこと」が、大きな不安要因であることを踏まえ、断水解消の見通し(一定の条件を付すことも可)や復旧作業の進捗状況について、適時・的確な情報発信に努めること。

情報提供等に関して特にお願いしたいこと(水道事業者等)

■第1報の速やかな情報提供

「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(令和8年4月3日付け国水第18号)に基づき、災害・事故時には、速やかに必要な情報提供を行うこと。

特に、震度6弱以上の地震や大規模な事故(約1万戸以上の断水を目安)においては、第1報として、少なくとも断水の有無と断水の規模(想定断水戸数(概数)、範囲)について、都道府県の依頼を待たずに、速やかに(概ね発生1時間以内)情報提供すること(様式不問)。

■報道発表等に係る速やかな情報提供

報道発表・記者会見する場合、報道等で取扱われた場合及び報道機関等に情報提供した場合(取材対応、ホームページ・SNS等への掲載含む)、速やかな情報提供を徹底すること(報道発表・記者会見する場合、事前に一報を(様式不問))。

■緊急時連絡体制の構築(実務責任者ホットラインの構築)

震度5弱以上の地震や大規模な事故等において、特に迅速な対応・支援が必要となる場合は、必要に応じ、国土交通省水道事業課から水道事業者等に直接連絡し、状況を確認させていただくことから、連絡に応答し状況を説明できる体制を構築すること。緊急連絡先の変更があった場合は、その都度共有すること。

■的確な情報提供

できるだけ早く(できるだけ発生1日目の第2報で)、

- 「復旧見込み」「応急復旧状況」(どのような方法・道筋で、いつまでに断水解消させるか。またその進捗)
- 「応急給水状況」(どのように給水車・給水タンク等で給水拠点で給水するか、どのように防災部局等と連携し、重要施設(病院・避難所等)や給水拠点に行けない方(老人等)等へ給水するか)
- 応急復旧・応急給水の「課題」(何がボトルネックか、その解決のためにどのような支援が必要か)

がわかるよう様式に記入し、必ず情報提供すること。これらをわかりやすく示すため、補足資料の添付も可。

■水道事業者等への支援

水道事業者等の迅速な応急対応が行えるよう、都道府県(水道行政担当部局)としても体制整備(勤務時間外においても確実に連絡が取れる体制含む)に努め、必要な支援を行うこと。

■報道発表等に係る速やかな情報提供

報道発表・記者会見する場合、報道等で取扱われた場合及び報道機関等に情報提供した場合(取材対応、ホームページ・SNS等への掲載含む)、速やかな情報提供を徹底すること(報道発表・記者会見する場合、事前に一報を(様式不問))。

■緊急時連絡体制の構築

緊急時の連絡体制を構築すること。知事認可の水道事業者について、緊急連絡先を整理・随時更新し、国土交通省と共有すること。

■的確な情報提供を踏まえた支援

水道事業者等からの情報提供の内容の確認や被害・復旧等の状況の把握を行い、都道府県として課題解決に必要な支援を検討・実施すること。

■情報発信の支援

水道事業者等の情報発信について、都道府県として必要な助言・支援を行うこと。